

第 2 次
胎内市行政改革大綱

平成 2 4 年 2 月

胎 内 市

目 次

基本的事項

1	これまでの行政改革の取り組み	1
2	第2次行政改革大綱の目指す方向性	1
3	取り組みの重点事項	2
	(1) 市民の視点に立った行政運営の推進	2
	(2) 健全で効率的な財政基盤の確立	2
	(3) 効率的で質の高い執行体制の整備	2
4	第2次行政改革大綱の実施期間	2

具体的な取り組み方針

1	市民の視点に立った行政運営の推進	3
	(1) 情報公開、情報提供の推進	3
	(2) 市民の参画と協働	3
	(3) ボランティア団体、NPO等の育成支援	3
	(4) 多様な担い手の活用	4
2	健全で効率的な財政基盤の確立	5
	(1) 健全な財政運営	5
	(2) 定員の適正化	5
	(3) 職員給与の適正化	5
	(4) 公営企業等の経営健全化	6
	(5) 第三セクターの経営合理化・効率化の推進	6
3	効率的で質の高い執行体制の整備	8
	(1) 組織・機構の見直し	8
	(2) 職員の意識改革	8
	(3) 効率的な事務・事業の推進	8
	(4) 情報管理の安心・安全の推進	9

用語解説	10
------	----

資料1	第2次胎内市行政改革大綱の策定について（諮問）（写）	11
資料2	第2次胎内市行政改革大綱について（答申）（写）	12
資料3	胎内市行政改革推進委員会名簿	13
資料4	第2次胎内市行政改革大綱策定経過	14

基本的事項

1 これまでの行政改革の取り組み

胎内市は、平成17年9月1日に中条町、黒川村が合併し誕生しました。

行政改革については、合併前から旧町村において取り組みを行ってきましたが、日々変化する社会経済情勢の中で、高度化・多様化する市民ニーズに一層適切に対応できるよう、事務・事業の見直しをはじめとする行財政の総点検を行い、市民の視点に立った行政運営を推進するため、平成19年2月に「胎内市行政改革大綱」を策定し、行政サービスの向上と効率的・効果的な行政運営システムの確立を目指してまいりました。

「胎内市行政改革大綱」は、平成19年度から平成23年度までの5カ年計画として策定したものであり、行政改革における重点事項として13項目(1)を設定し、新市としての一体感の醸成や市の財政基盤の確立に向けた指針を示すとともに、その数値目標を明らかにした「集中改革プラン」を同時に策定しました。

具体的には、定員の適正化及び財政の健全化、事務・事業や補助金の見直し、指定管理者制度の導入など多岐にわたる取り組みを行い、胎内市の基盤づくりと厳しさを増す財政状況に対応してまいりました。

2 第2次行政改革大綱の目指す方向性

「胎内市行政改革大綱」に基づくこれまでの行政改革の取り組みは、合併後の新市の一体感の醸成や効率的な行政運営、市民サービスの充実に一定の成果を上げてまいりましたが、地方分権の一層の進展や急激に変化する国内外の社会経済情勢、また少子高齢化の進行と人口の減少など、本市を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、市民ニーズも多様化が進んでまいりました。

一方、世界同時不況からの景気回復が見込めない中、地震・豪雨・放射能汚染など様々な災害が発生し、庁舎・学校・各種施設の耐震化など防災に関する対応も急務となっており、厳しい財政状況下にあることに加え、地方交付税の合併算定替(2)や合併特例債の適用期限となる合併10年目(平成27年度)までには、安定した行財政運営ができる体制の確立が欠かせないものであることから、これまで以上に行財政改革に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、第2次行政改革大綱の目指す方向性としては、大きく変革する社会経済情勢に柔軟かつ弾力的に対応できる基盤づくりを進め、「市民の視点に立った行政運営の推進」、「健全で効率的な財政基盤の確立」、「効率的で質の高い執行体制の整備」を基本的な考え方とし、地方自治の基本原則である「最少の経費で最大の効果」を発揮できるよう、一層の行政改革を推進し、第1次胎内市総合計画の基本理念である“自然が活きる、人が輝く、交流のまち”を目指し、今後市民と行政が一体となって行政改革に取り組むものとします。

3 取り組みの重点事項

(1) 市民の視点に立った行政運営の推進

地方分権の進展に伴い、国や県からの権限移譲が進むことから、自己決定・自己責任の範囲が拡大することを認識し、市の諸課題に取り組み、市民ニーズに応えることが要求されてきます。

そのためには、行政情報の積極的な公開に努め、市民のまちづくりへの参画を促すとともに、市民と行政がパートナーとして連携し、相互に支え合う協働のまちづくりを推進します。

また、行政と民間との役割分担を明確にし、民間委託することが可能な施設や事務・事業については、指定管理者制度の推進、民間委託などを積極的に導入します。

(2) 健全で効率的な財政基盤の確立

長引く不況や、東日本大震災に代表される災害からの復興、国の行財政改革など、今後の社会情勢は不透明な要因が多く、平成28年度からは合併特例による交付税措置が段階的に縮小され、交付税は確実に減少していきます。

これらの状況に柔軟かつ弾力的に対応できる体質強化を図るためには、財政基盤の確立が不可欠であり、「胎内市財政健全化計画」に沿った事業の展開が必要です。

そのために、財政需要を的確に把握し各事業の整理統合、建設事業費の抑制、一般事務費や施設管理経費の削減等を進め、効率的な財政運営を行うとともに適正な定員管理を引き続き推進します。

(3) 効率的で質の高い執行体制の整備

社会は刻々と変化し、行政課題や市民ニーズも多様化してきており、それらに柔軟に対応できる組織体制が求められています。今後も厳しい財政状況を背景に、スリムな組織・機構の構築が必要となります。

また、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは、行政運営の基本であり、行政サービスの質的向上や新たな行政課題への対応を図るためには、職員の意識改革をはじめ、事務・事業の検証を常に行い、整理統合や縮小廃止など効率化を更に進める必要があります。

そのためには、市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構を目指すとともに、本市の規模や地理的条件に適応した組織体制を整備します。

4 第2次行政改革大綱の実施期間

実施期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

具体的な取り組み方針

1 市民の視点に立った行政運営の推進

(1) 情報公開、情報提供の推進

信頼される行政の確立と相互理解のためには、市の行財政情報を市民との間で共有することが必要です。

そのため、ホームページや広報等の情報通信手段を活用し、行政情報を市民にわかりやすく公開し、説明責任の徹底を図ります。

【具体的な取組項目】

①情報公開の推進

市民が、必要な情報をわかりやすく入手できるよう、環境の整備を図り、情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たします。

②広報・広聴の推進

効率的な広報による情報発信に努めるとともに、市民ワークショップ(3)や市長への手紙などをはじめとする広聴制度を活用し、より透明性の高い行政運営を推進します。

(2) 市民の参画と協働

市民と行政が地域課題等の解決や活力あるまちづくりを行うためには、市民がまちづくりに主体的に参画できる機会が確保されていることが重要です。

市民と行政がそれぞれ尊重し合いながら、良きパートナーとして知恵を出し合い、役割と責任を分担してまちづくりに取り組んでいく協働の仕組みづくりや環境づくりを進めます。

【具体的な取組項目】

①協働による地域づくりの推進

市民と行政が、お互いの役割と責任を分担し、対等の立場で連携して行う地域づくりに積極的に参画できるよう環境を整備します。

②地域自治組織との連携

機能的で柔軟な市政を運営していくためには、地域との連携と協力が不可欠です。このことから、自治会等が自主的に実施する様々な地域の活動や、地域が抱える課題を解決するための取り組みを支援します。

(3) ボランティア団体、NPO等の育成支援

市民活動団体と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するため、社会貢献活動を行うボランティア団体やNPO等の育成や活動の活性化に向けた環境整備を行います。

【具体的な取組項目】

①団体等の育成

活力あるまちづくりは人づくりが基本であり、まちづくりを实践するボランティア団体やNPO等の育成・支援を図り、組織の自立を促します。

②協働による取り組みのための環境整備

ボランティア団体やNPO等の支援のため、サポート機能の充実により、効果的な情報の提供等を図ります。

(4) 多様な担い手の活用

現在実施している行政サービスのうち、多様な主体が担うことにより、更に効率的で質の向上が図られる分野や事業について検討し、行政の役割や責任を見極めたうえで、指定管理者制度の推進や民間委託を導入します。

【具体的な取組項目】

①指定管理者制度の推進

市民、利用者が利用しやすい運営方式や事業内容の充実など、サービスの向上を図り、更に効率的・効果的な管理運営のため、指定管理者制度を積極的に推進します。

②民間委託の導入

コストの削減、サービスの質の向上を図る観点から、特に民間と競合している業務については、有効性を検証しながら民間委託を導入します。

2 健全で効率的な財政基盤の確立

(1) 健全な財政運営

社会経済動向等を的確に見極めながら、限られた財源の中で、効率的、効果的に事業を実施し、堅実な財政運営を推進します。

【具体的な取組項目】

①収入の確保

自主財源の確保として、税・公共料金については、国・県との関係機関と連携をとりながら収納率の維持向上に努め、新たな未納者を出さぬよう引き続き収入確保対策の強化と収納環境の整備を図ります。一方、市有財産の利活用等を再検討しながら、新たな収入の確保に取り組みます。

②支出の抑制

経費全般については事業の必要性、緊急性、投資効果などの見直しを行い合理化を図ります。

また、新市建設計画(4)の事業実施にあたっては、社会経済情勢や財政状況を踏まえ、緊急性、重要性、必要性、維持管理も含めた全体的な費用対効果等を考慮します。

③財政計画の適正管理

平成23年度から27年度までの5カ年にわたる本市の財政運営の指針として作成された「胎内市財政健全化計画」に基づき適正な管理を行うとともに同計画の見直しを適宜行います。

④公の施設の適正管理

公の施設については、利用実態の検証を行い、施設の統廃合や管理運営体制を見直すなど、適正な管理を行います。

(2) 定員の適正化

厳しさを増す財政状況を踏まえ、事務処理システムの改善、民間委託や指定管理者制度の積極的な活用等、平成23年4月策定の「胎内市定員適正化計画」に基づき、行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら、定員の適正管理を行います。

【具体的な取組項目】

①適正な定員管理の推進

事務・事業の見直し、業務の民間委託などを進め、組織・機構の見直しとともに適正な定員管理を行います。

②適正な職員配置の推進

業務量に応じた効率的かつ効果的な職員配置を進めるとともに、業務量の平準化を図るため、業務量・係の構成の見直しを行います。

(3) 職員給与の適正化

職員給与については、行政改革推進法で「民間給与水準の的確な反映及び手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めること」とされており、国家公務員の給与制度に準じた給与制度の適正な運用を行い、県や他市の動向を見極め、必要に応じて見直しを行います。

【具体的な取組項目】

①給与の適正化

職員の給与については、常に適正に運用・公表するとともに、職員の能力・実績を重視した人事評価制度の導入に向けて調査研究を行います。職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに、他市町村との均衡も考慮して引き続き適正化を図ります。

②各種手当の見直し

各種手当の現況について再点検を行い、適正な支給を行います。

(4) 公営企業等の経営健全化

公営企業等については、独立採算制の会計原則に基づき、中長期的な視点に立って経営の健全化に取り組みます。

【具体的な取組項目】

①企業会計等の経営健全化

公営企業等については、独立採算の原則により受益者が負担する使用料等を中心に経営することが基本ですが、公共性の観点から一般会計からの繰り出しの形で賄っている部分もあります。この繰り出しが一般会計に大きな影響を与えている面もあり、これらの公営企業等についても中長期的な視点に立って事務・事業の見直しや、民間委託等の推進により、更に経営健全化を図ります。

(5) 第三セクターの経営合理化・効率化の推進

第三セクターは、その時代の要請を受けて設立され、市の行政施策と連携しながら、公共福祉の向上、雇用の創出あるいは地域活性化など幅広く地域に貢献してきました。しかしながら、指定管理者制度の創設や経済環境の変化により、そのあり方も改革が求められています。このため、各法人の経営状況を検証し改善指導を行い、一層の経営合理化・効率化を進めます。

【具体的な取組項目】

①効率的な経営体制の整備及び監査体制の強化

市の出資する第三セクターは、各施設で管理運営を行ってきましたが、管理経費の節減、より効果的事業運営、機能強化が可能かを検証し、効率的な経営体制の整備を行います。

また、監査体制を強化するとともに、行政評価の視点を踏まえた経営改善により、市民に対して積極的な情報公開を進めます。

②事業・組織形態の見直し

行政評価の視点で見直しを行い、その結果、事業の必要性が低下しているもの、あるいは公的関与の必要性が薄れているものについては、統廃合を含めた検討を行います。

3 効率的で質の高い執行体制の整備

(1) 組織・機構の見直し

職員数を削減し、定員の適正化を図るためには、簡素で効率的な組織・機構の構築が必要です。

そのため、新たな行政課題や市民ニーズに対応し、市民の視点に立ったわかりやすく利用しやすい組織・機構に向けた見直しを行います。

【具体的な取組項目】

①市民ニーズに対応できる執行体制の整備

市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構を目指し、組織内の見直しなど、新たな行政課題に対応するため、より組織・機構の連携を図れる柔軟な執行体制となるよう、定期的に見直しを行います。

②出先機関のあり方の見直し

出先機関等については、より簡素で効率的な組織体制となるよう、見直しを図ります。

(2) 職員の意識改革

市民ニーズの多様化や国・県からの権限移譲などにより業務が増大する傾向にあります。

職員一人ひとりが、この厳しい現状を十分認識し、市民との協働やコスト意識などの視点とともに、高い倫理観と問題意識を常に持ちながら業務を遂行するために職員の意識改革を推進します。

【具体的な取組項目】

①職員研修の充実

職員一人ひとりの行政運営に対する意識を高め、職員個々の能力開発やレベルアップが必要です。そのため既存の研修制度に加え、職員自らが取り組む研修等に対しても積極的に支援し、職員の士気高揚を図ります。

②行政サービスの向上

市民の視点に立った行政サービスの向上を進めていくため、職員の接遇マナーの向上や地域活動への参加を促し、市民ニーズに対応します。

③人事交流制度の活用

職員の幅広い見識を高めるため、他の地方自治体や民間事業所等への職員派遣などを行います。

④法令遵守の強化

市民からの信頼を得るため、法令遵守（コンプライアンス）の強化に取り組みます。

(3) 効率的な事務・事業の推進

行政運営は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが基本であり、行政サービスの質の向上を図るため、事務・事業の整理統合、効率化及び迅速化等の見直しを絶えず行います。

【具体的な取組項目】

①内部評価の実施

内部評価の制度を高め、事務・事業について常に妥当性、成果を検証します。

②外部評価の実施

透明性の確保と市民の視点から事務・事業を評価するため、行政改革推進委員による外部評価を引き続き実施します。

(4) 情報管理の安心・安全の推進

市民の負託に応えるべく、危機管理のための体制整備を図り、常に市民に信頼される市政運営を行います。

また、行政改革の推進及び行政サービスの向上を目指し、行政情報のネットワーク化が拡大されてきていることから、危機管理意識の向上と体制の強化を図ります。

【具体的な取組項目】

①危機管理意識の向上と体制の強化

市民の個人情報や行政情報の保護・管理の重要性を職員一人ひとりが認識し、危機管理意識の向上を図るとともに、体制を強化し、情報の取り扱いに関する安心・安全（セキュリティ）の向上を図ります。

【 用 語 解 説 】

P1

※1 13項目

- 1 効率的な事務・事業の推進
- 2 時代に即応した組織・機構の構築
- 3 定員管理及び給与の適正化の推進
- 4 人材の育成・確保
- 5 行政サービスの向上
- 6 市民とのパートナーシップの確立
- 7 公共工事のコスト削減と入札・契約手続きの改善
- 8 電子自治体の推進
- 9 経費の削減・合理化等財政の健全化
- 10 包括的民間委託等の推進
- 11 第三セクターの見直し
- 12 公平性の確保と透明性の向上
- 13 公営企業等の経営健全化

※2 合併算定替

合併したことにより地方交付税が直ちに減少すると、合併市町村において財政運営が厳しくなることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして地方交付税を算定するもの。

P3

3 市民ワークショップ

あるテーマのもと、進行役が参加者から意見を出してもらい方向性を見出していく集会。意見交換会のようなもの。

P5

4 新市建設計画

合併時に「市町村合併の特例に関する法律」第5条に基づき、「合併後の新しいまちづくりの基本方針」、「その基本方針を実現するための主要事業」、「合併後の一定期間の財政計画」などについて、新市が進んでいく方向性を示した計画が「新市建設計画」です。

資料 1

写

胎総政第 921 号
平成24年1月13日

胎内市行政改革推進委員会
会 長 小野 正敏 様

胎内市長 吉田 和夫

第2次胎内市行政改革大綱の策定について（諮問）

胎内市行政改革推進委員会条例第2条に基づき、第2次胎内市行政改革大綱の策定について諮問いたします。

胎内市長 吉田 和夫 様

胎内市行政改革推進委員会

会 長 小野 正敏

第 2 次胎内市行政改革大綱について（答申）

平成 24 年 1 月 13 日付けで諮問を受けた「第 2 次胎内市行政改革大綱（案）」について、胎内市行政改革推進委員会として、審議を重ねてきました。

前回の胎内市行政改革大綱から 5 年が経過し、新たな段階へと進む行政改革の重点課題として「市民の視点に立った行政運営の推進」、「財政基盤の確立」、「効率的で質の高い執行体制の整備」の 3 点を掲げ、下記の意見を付して答申しますので、今後の行政改革に反映されるよう要望します。

記

1. 市民の市政への参画や市民と行政の協働を図るため市民への情報公開の徹底や、市政への広聴制度の充実に努めること。
2. 職員の減少が行政サービスの低下を招くことの無いよう、事務処理システムの改善や職員研修を充実させ、常に市民の視点に立ったわかりやすく、利用しやすい組織・機構を目指すこと。

資料 3

胎内市行政改革推進委員会

[任期 平成 21 年 8 月 19 日から平成 24 年 8 月 18 日まで]

[敬称略]

会 長 小 野 正 敏

会長代理 天 木 正 史

委 員 井 上 英 輔

委 員 奥 村 町 子

委 員 齋 藤 熊 蔵

委 員 富 澤 佳 恵

委 員 渋谷 美津男

[H24.1.12 付け退任]

資料 4

第 2 次胎内市行政改革大綱策定経過

平成 23 年 3 月 23 日	・ 新たな大綱の作成について説明
平成 23 年 11 月 21 日	・ 新たな大綱の作成について審議
平成 23 年 12 月 21 日	・ 第 2 次胎内市行政改革大綱素案について審議
平成 24 年 1 月 13 日	・ 第 2 次行政改革大綱の策定について（諮問） ・ 第 2 次行政改革大綱案について審議
平成 24 年 1 月 26 日	・ 第 2 次行政改革大綱案について審議
平成 24 年 2 月 6 日	・ 第 2 次行政改革大綱案について審議 ・ 第 2 次行政改革大綱答申について審議
平成 24 年 2 月 9 日	・ 第 2 次行政改革大綱答申